

証券コード 6815
2021年6月14日

株 主 各 位

東京都中央区八丁堀二丁目12番7号
ユニデンホールディングス株式会社
代表取締役社長 西川 健之

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々及びご遺族の皆様にご哀悼の意を表しますとともに、罹患されている方々には一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

現在は、新型コロナウイルス感染拡大を完全かつ徹底的に封じ込めるために極めて重要な局面にあると考えております。この局面を踏まえ、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、株主様と当社役職員の「生命と健康を守るための対応」を最優先とし、株主様のご来場をいただくことなく当社役員のみで開催させていただきます、株主様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日はご来場されないようお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権行使は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、後記のとおり、株主様からは事前にご質問を受け付けた上で、株主の皆様のご関心が高い事項については本株主総会でご説明し、本株主総会の後、その内容を当社ウェブサイトに掲載する予定です。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
（今回の定時株主総会の日が、前回の定時株主総会の日と著しく離れた日となりましたのは、前回の定時株主総会の開催を、2020年3月期第3四半期の決算作業の遅延、並びに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により会計監査を含む決算確定に遅れが生じたことにより延期したためであります。）
2. 場 所 東京都中央区八丁堀二丁目12番7号
ユニデン八丁堀ビル7階会議室
前記のとおり、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、本株主総会は、当社役員のみで開催させていただきたく、株主様はご来場されないようお願い申し上げます（株主総会当日にご来場いただいても、会場の当社会議室にはお入りいただけません。）。
3. 目的事項
報告事項 1. 第56期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件

<株主提案（第3号議案から第4号議案まで）>

- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 監査役2名解任の件

株主提案（第3号議案から第4号議案まで）の議案の要領は、後記「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

4. 事前質問の受付についてのご案内

(1) 方法

本株主総会におきましては、株主の皆様からの事前のご質問を受け付けておりますので、当社ウェブサイト - IR投資家情報 - 株式情報（アドレス <http://www.uniden.co.jp/ir/stockinfo/>）より、必要事項及びご質問事項をご入力いただくか、必要事項及びご質問事項をご記載の上、下記宛先までご郵送ください。ご質問事項は、お1人様につき5問まで、5問合計で1,000字までとさせていただきます。

なお、ウェブサイトと郵送の両方でご質問をいただいた場合は、郵送のご質問のみを有効なものとして扱わせていただきます。また、複数回のご質問をいただいた場合は、初回のご質問のみを有効なものとして扱わせていただきます。

【当社ウェブサイトを通じて事前にご質問の場合】

<必要事項> ①株主番号

【郵送での事前にご質問の場合】

<必要事項> ①株主番号 ②お名前 ③ご住所

<郵送先> 〒104-8512

東京都中央区八丁堀二丁目12番7号

ユニデンホールディングス株式会社

人事総務部宛て

(2) 受付

2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに当社ウェブサイトに入力または当社に到着いたしました質問事項のうち、株主の皆様のご関心が高い事項については、本株主総会でご説明し、後日その内容を当社ウェブサイト（アドレス <http://www.uniden.co.jp>）に掲載させていただきます。

5. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

書面により議決権を行使される場合に、議案に対する賛否のご表示がされていないときは、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

5頁の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに行使してください。

以 上

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.uniden.co.jp>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけインターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.uniden.co.jp>）に掲載させていただきます。株主総会決議の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2021年6月28日(月曜日)の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) タブレット、スマートフォンまたは携帯電話による方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をタブレット、スマートフォンまたは携帯電話により読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。) セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1

回に限り可能です。議決権を再行使される場合は、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

- ・タブレット、スマートフォンまたは携帯電話の機種によりQRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてさせていただきます。また、パソコン、タブレット、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効なものとしてさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

TEL : 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

(提供書面)

事業報告

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当社グループは、売上高および営業利益を重要な経営指標と位置付けており、エレクトロニクス事業においては、CB無線機、スキャナーラジオ、レーダーディテクター、車載用モニターなどの製品を積極的に販売展開しております。また、前年度に引き続き、生産コストや販売費及び一般管理費の見直しを継続的に実施しております。加えて、不採算モデルの統廃合等による、選択と集中に取り組んでおります。しかしながら、不動産事業においては安定した賃貸収入を基盤としているものの、新型コロナウイルス感染拡大により、慎重な売買活動を強いられております。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高19,270百万円(前年同期比3.8%減)、営業利益1,442百万円(同165.0%増)、経常利益1,418百万円(同215.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益3,658百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失463百万円)と減収増益となりました。

各セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

【エレクトロニクス事業】

当事業では、主に、無線通信・応用機器、デジタル家電機器、電話関連機器の製造販売を行ってまいりました。当事業の売上高は10,606百万円(前年同期比0.6%減)となりました。製品区分別の内訳は主に次のとおりであります。

[無線通信・応用機器]

当区分では、北米市場においてレーダーディテクターは前々期に市場リソースした高価格帯の新機種の販売が好調に推移しておりましたが2月の北米の大寒波の影響により第4四半期は販売が停滞し、通年ではレーダーディテクターは10.1%の減少となりました。一方で、北米地域の主力商品であるスキャナーが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う巣籠もり需要の増加によって、売上高が同14.3%増と販売を伸ばしました。オセアニア市場では前期客先の在庫調整による購入控えて苦戦したUCB無線機の売上高が同33.1%と好調に推移し、売上の増加を牽引しております。また欧州市場におけるCB無線機の採算性の見直しを行い、販売活動を控えた結果、売上高を大幅に減少させました。

当区分全体では売上台数96万台(前年同期比14.0%減)、売上高8,265百万円(同2.8%減)となりました。

[デジタル家電機器]

当区分では、前年好調であった車載モニターが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う自動車販売台数低迷により、低調な需要となりました。当区分全体では、売上台数2万台（前年同期比25.0%減）、売上高737百万円（同26.8%減）となりました。

[電話関連機器]

当区分では、オセアニア市場において、マーケットシェアは首位を継続しているものの、全体的に市場規模が15%縮小し、主力製品であるコードレス電話の売上が減少しております。当区分全体では売上台数24万台（前年同期比13.0%減）、売上高は975百万円（同12.9%減）となりました。

【不動産事業】

当事業では、前年度までに構築できた安定した賃貸事業からの収益を基盤とし、積極的な売買活動を推し進めてきましたが、大型物件の売却がなかったことにより、売上高が減少いたしました。その結果、当事業全体では売上高8,680百万円（前年同期比7.5%減）となりました。加えて新型コロナウイルス感染拡大による不動産市場の景気後退の懸念を鑑み、不動産鑑定書に基づく保有不動産の評価減343百万円を認識したことにより、営業利益595百万円（前年同期比33.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、90百万円であり、主なものはエレクトロニクス事業における生産用金型への投資であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき資金調達はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 53 期 (2018年3月期)	第 54 期 (2019年3月期)	第 55 期 (2020年3月期)	第 56 期 (2021年3月期)
売 上 高(百万円)	15,141	20,669	20,034	19,270
経 常 利 益(百万円)	1,970	2,381	449	1,418
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)(百万円)	1,768	1,380	△463	3,658
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	300円61銭	234円65銭	△78円83銭	622円27銭
総 資 産(百万円)	36,969	39,318	41,556	47,822
純 資 産(百万円)	28,869	30,399	28,726	32,963
1株当たり純資産額	4,855円88銭	5,055円05銭	4,765円99銭	5,477円06銭

- (注) 1. 第56期(当連結会計年度)の状況は、「(1) 当連結会計年度の事業の状況①事業の経過および成果」に記載のとおりであります。
2. 2018年10月1日付けで普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第53期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』等を第54期の期首から適用しており、第53期(2018年3月期)に係る総資産額については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
UNIDEN HOLDING, INC.	US\$ 93,790,000.00	100.0%	北米地域の持株会社
UNIDEN AMERICA CORPORATION	US\$ 16,895,428.53	(100.0)	無線通信・応用機器及び電話関連機器の販売
UNIDEN FINANCIAL, INC.	US\$ 196,590,339.55	(100.0)	北米地域の資産運用管理
UNIDEN SERVICE, INC.	US\$ 764,875.35	(100.0)	当社取扱製品のアフターサービス
UNIDEN AUSTRALIA PTY. LTD.	A\$ 8.00	100.0	無線通信・応用機器及び電話関連機器の販売
香港友利電有限公司	HK\$ 1,155,014,000.00	100.0	原材料の購買
UNIDEN VIETNAM LTD.	US\$ 81,000,000.00	100.0	無線通信・応用機器及び電話関連機器の製造
ユニデン不動産株式会社	円 200,000,000	33.3	不動産事業
ユニデンジャパン株式会社	円 100,000,000	100.0	欧州向け及び国内向け販売事業

(注) 議決権比率のカッコ書きは間接所有持分です。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大の収束時期が見通せない中、経済活動再開の検討も始まっておりますが、予断を許さない状況が続くことが見込まれます。

このような状況の中、当期に確立した収益体質の基盤をさらに強化すべく、収益構造の改善と営業体制の強化に取り組み、さらなる株主価値向上を目指してまいります。

<次期施策>

① 製品競争力の強化：

採算性重視施策の継続的な運用、市場での各カテゴリーにおけるシェアの拡大
エレクトロニクス事業における新規カテゴリーの開発と展開

電子商取引（E-commerce）の強化

不採算カテゴリーの撤退

② 次世代成長事業の確立：

不動産事業の拡大と更なる収益化

③ 人財活用の徹底：

人事・組織の継続的見直しによる業務遂行体制の強化

④ 経営管理部門の強化

各子会社に対する速やかな意思決定を本社指導で行うための体制の確立

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、エレクトロニクス事業、不動産事業を主要な事業としており、その中核であるエレクトロニクス事業における主な製品は次のとおりです。

無線通信・応用機器：スキャナー、レーダーディテクター、CBトランシーバー、UHFCBトランシーバー、GMRSトランシーバー、海上用無線通信機器、ビデオサーベイランス、ドライブレコーダー

電話関連機器：DECT規格デジタルコードレス電話機

デジタル家電機器：車載用モニター、車載用チューナー

なお、取扱製品は海外子会社で生産又は完成品供給サプライヤーから調達し、国内および海外（北米、オセアニア、欧州等）の得意先に販売しております。

(6) 主要な事業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
ユニデンホールディングス株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目12番7号

② 子会社等

名 称	所 在 地
UNIDEN AMERICA CORPORATION	アメリカ合衆国デラウェア州 (注)
UNIDEN SERVICE, INC.	アメリカ合衆国デラウェア州 (注)
UNIDEN AUSTRALIA PTY. LTD.	オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州
ユニデンジャパン株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目12番7号
UNIDEN VIETNAM LTD.	ベトナム社会主義共和国ハイズン省
ユニデン不動産株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目12番7号

(注) 所在地は上記のとおりですが、実際の業務はアメリカ合衆国テキサス州で行っております。

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
833名	147名増

(注) 使用人数は就業員数であり、役員及びパートは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23名	1名増	44.8歳	10.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、役員及びパートは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響について）

新型コロナウイルス感染症の世界的な影響により、当社グループが海外で展開するエレクトロニクス事業の生産・販売活動について悪影響を受けております。また、各国で実施されている渡航制限等の制約により現地情報収集が困難となるなど経営管理でも悪影響を受けております。当社グループは関係者の健康・安全を最優先とし、感染予防・拡大防止に努めながら事業活動を行っておりますが、事態長期化により、当社グループの業績及び財政状態にさらなる影響を及ぼす可能性があります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 16,900,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,313,964株 |
| ③ 株主数 | 6,727名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
フ ジ フ ァ ン ド 株 式 会 社	508千株	8.64%
GOLDMAN SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	491千株	8.36%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	331千株	5.64%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) (取締役社長 成瀬 浩史)	324千株	5.52%
CORNWALL MASTER LP PRESIDENT MAI JAMES (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	200千株	3.40%
BNYM AS AGT/ CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	165千株	2.81%
LIM JAPAN EVENT MASTER FUND (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	157千株	2.68%
株式会社日本カスタディ銀行(信託口)	156千株	2.67%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/ C NON TREATY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カスタディ業務部)	118千株	2.01%
CREDIT SUISSE AG, DUBLIN BRANCH PRIME CLIENT ASSET EQUITY ACCOUNT (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	85千株	1.45%

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(434千株)を除いて計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西川健之	ユニデン不動産株式会社 代表取締役社長
取締役 C F O	武藤竜弘	UNIDEN AMERICA CORPORATION CEO
取締役	高橋浩平	ユニデンジャパン株式会社 代表取締役社長
取締役	高橋純也	
取締役 C S O	安藤達哉	UNIDEN AUSTRALIA PTY. LTD. CEO
取締役	大里真理子	株式会社アークコミュニケーションズ 代表取締役 公益社団法人日本オリエンテーリング協会 副会長 公益社団法人日本パブリックリレーションズ協会 理事
常勤監査役	岡咲嘉一	
監査役	黒田克司	株式会社東京証券取引所 社外監査役
監査役	藤本節雄	
監査役	南惟孝	

- (注) 1. 取締役大里真理子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役黒田克司氏、南惟孝氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役大里真理子氏、監査役黒田克司氏について、東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
 4. 監査役黒田克司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
藤本秀朗	2020年10月30日	任期満了	代表取締役会長
松本守雄	2020年9月25日	辞任	取締役
佐藤宗生	2020年9月25日	健康上の理由による辞任	常勤監査役

③ 事業年度中に異動した取締役及び監査役
 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

氏名	新	旧	異動日
武藤竜弘	取締役	—	2020年9月25日
安藤達哉	取締役	—	2020年9月25日
大里真理子	取締役	—	2020年9月25日
岡咲嘉一	常勤監査役	—	2020年9月25日
南惟孝	監査役	—	2020年9月25日

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、2021年4月以降の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めており、その概要は、以下のとおりです。

○報酬方針

当社の取締役の報酬等は、以下の考え方にに基づき決定します。

1. 優秀な人材の獲得・保持が可能となる報酬体系及び報酬水準であること
2. 企業価値向上・株主還元のバランスを考慮した報酬制度であること
3. 公平・公正な報酬制度であること

○報酬体系

当社取締役の報酬体系は、「基本報酬（固定報酬）」及び「インセンティブ報酬（変動報酬）」で構成し、インセンティブ報酬（変動報酬）は、「業績連動型賞与」としております。

報酬の種類及び報酬の種類毎の目的・概要は図表1のとおりです。

図表 1. 報酬の種類、目的・概要

報酬の種類		目的・概要
固定	基本報酬	職責に応じた堅実な職務遂行を促すための固定報酬（毎月固定額を毎月末日に支給）
変動	業績連動型賞与	事業年度毎の業績目標の達成による株主への還元を実現するべく、「親会社株主に帰属する当期純利益（分配可能額）」を生み出したか否かに基づく業績連動報酬 なお、当事業年度を含む「親会社株主に帰属する当期純利益（分配可能額）」の推移は、1. (2)財産および損益の状況の推移に記載のとおりである。
		・全取締役の賞与の原資となる「分配可能額」は、利益三分配（株主・社内留保・従業員および役員）の考え方に基づいて決定
		・個人別の取締役に対する「分配可能額」は、各取締役の管掌事業および各事業意思決定への関与度合いを勘案して決定*1
		・各事業年度終了後に一括して支給

*1：各取締役の管掌事業及び各事業運営への直接関与度合い

取締役氏名	役位	管掌事業及び各事業への直接関与度合い		
		エレクトロニクス事業	不動産事業	合計
西川 健之	代表取締役社長	—	100%	100%
武藤 竜弘	取締役CFO	95%	5%	100%
安藤 達哉	取締役	100%	—	100%
高橋 浩平	取締役	100%	—	100%
高橋 純也	取締役	—	100%	100%

b. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

2020年10月までの取締役の個人別の報酬等の具体的内容については、当社株主総会でご承認いただきました報酬限度額の範囲内で、取締役会の委任決議に基づき当時の代表取締役藤本秀郎氏が決定しております。

代表取締役に取締役の個人別の報酬等の内容の決定を委任した理由は、

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

2020年11月以降2021年3月までの取締役の個人別の報酬等の具体的内容については、当社株主総会でご承認いただきました報酬限度額の範囲内で、取締役会の委任決議に基づき代表取締役西川健之氏が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。

代表取締役に取締役の個人別の報酬等の内容の決定を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

取締役会は、2020年11月以降の当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が2021年2月10日開催の取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、第57期事業年度以降については、取締役の個人別の報酬等の内容については、下記「役員報酬の審議・決定プロセス」に記載のとおり、社外取締役を含めた取締役会で審議、協議の上決定している他、5月17日付で当社のHP (<http://www.uniden.co.jp/>) に掲載しました「新ユニデン宣言」のとおり、新たに、透明度の高い報酬制度を設計するため、社外取締役が委員長を務め、社外取締役が構成員の過半数を占める任意の指名報酬諮問委員会を設置する予定です。

○取締役の個人別報酬等の審議・決定プロセス

取締役の個人別報酬等の決定は、取締役会で行い、各役員 of 各事業への貢献度の実情を勘案し、協議の上、決定しております。例えば、不動産事業管掌役員であっても、取締役会の場合において、エレクトロニクス事業の経営判断に意見をし、取締役として経営判断に参画している点を考慮し、協議により決定した経営判断が利益獲得に貢献した場合などには、エレクトロニクス事業の役員報酬配分に加える事としています。

取締役会では、各事業から得られた利益の内、各事業から得られた利益の調整は行わず、それぞれの役員 of 各事業への貢献度を協議の上決定しております。社外取締役は、最終決定前の各役員 of 貢献度の測定の場から立ち会い、貢献度の測定が公平、かつ、公正な協議のもと行われていることを確認頂き、最終決議に参加しています。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動型賞与	非金銭報酬等	
取締役	507	81	426	—	8
(うち社外取締役)	(8)	(8)	(—)	(—)	(2)
監査役	19	19	—	—	5
(うち社外監査役)	(12)	(12)	(—)	(—)	(3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 1995年2月17日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬等限度額は年額800百万円以内、監査役の報酬等限度額は年額40百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は17名、監査役の員数は4名です。
 3. 当該事業年度末現在の取締役は6名であります。
 4. 当該事業年度末現在の監査役は4名であります。

⑥ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役大里真理子氏は、株式会社アークコミュニケーションズの代表取締役、公益社団法人日本オリエンタリング協会の副会長、及び公益社団法人日本パブリックリレーションズ協会の理事であります。当社は、株式会社アークコミュニケーションズ、公益社団法人日本オリエンタリング協会、及び公益社団法人日本パブリックリレーションズ協会との間には特別の関係はありません。

監査役黒田克司氏は、株式会社東京証券取引所の社外監査役であります。当社は、株式会社東京証券取引所との間には特別の関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
大里真理子	社外取締役	就任後、当事業年度に開催された取締役会には、6回中6回全てに出席し、経営者として培った経験・見地から、適宜発言を行っております。また、取締役の役員賞与の決定においては、独立社外取締役として、各社内取締役の貢献度に応じた評価、決定に至るプロセスを監視し、承認を行っております。
黒田 克司	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回、当事業年度に開催された監査役会には14回中14回に出席し、主に公認会計士として培った豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
南 惟孝	社外監査役	就任後、当事業年度に開催された取締役会には6回中6回、就任後、当事業年度に開催された監査役会には7回中7回に出席し、主に弁護士として培った豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

3) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

自らの経営者としての経験を活かし、経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、本質的な課題やリスクを把握した上での助言・提言等、当社グループの企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。また、取締役の報酬決定プロセスにおいては、適切な評価がなされているかの議論などを通じ、透明性確保に寄与しております。

4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5) 社外役員の独立性判断基準

当社には、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしており、原則として候補者とする際に当該社外取締役及び社外監査役が属する法人等及び本人と当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れのない、独立性を有した者を招聘することとしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人アリア

② 報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき会計監査人としての報酬総額	38 百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38 百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当社を継続的に監査しており、監査品質、監査効率において満足できる成果をあげていたことによるものです。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき会計監査人としての報酬総額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、「株主資本、顧客資本、人財資本を大切にする」という考えのもと、全てのステークホルダーにとっての企業価値の向上を重視した経営を推進します。また、【Compliance, Transparency, Modesty】の理念に基づき、当社の役員、従業員が、法令遵守は当然のこととして、社会人としての倫理観、価値観に基づき職務を執行することとしております。
 - ② 当社の取締役は、ユニデン標語であるCTM（Compliance・Transparency・Modesty）の企業理念に基づき、法令を遵守し、会社の透明性を上げ、様々な意見を謙虚に受け止める職務の執行姿勢を率先垂範して行うこととしております。
 - ③ 当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンスに係る体制を定めております。
 - ④ 取締役会は、取締役が法令、定款及び当社の企業理念を遵守した行動をとるための行動規範である「コンプライアンス行動基準」を定めました。また、その徹底を図るため、代表取締役は、繰り返しその精神を各取締役に伝えることにより、法令遵守を全ての企業活動の前提とすることを徹底しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 管理本部管掌取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき、統括責任者となっております。
 - ② 管理本部管掌取締役は、「文書管理規程」に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁媒体に記録し保存しております。その文書等については、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 企業価値向上、持続的発展を脅かす経営上の危機に対処すべく、管理本部管掌取締役が危機管理を担当いたします。
 - ② 危機管理担当である管理本部管掌取締役は、「危機管理規程」に基づき、グループ全体の横断的なリスクマネジメント体制の整備、問題点の把握、危機発生時の対応を行うこととしております。
 - ③ 「危機管理規程」において、経営上の危機について、カテゴリー毎に責任部署を定め、危機管理担当取締役がその統括責任者となることとしております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役会において、代表取締役その他業務執行を担当する取締役の職務分掌を規定する「職務分掌規程」を制定しており、当該規程に基づく職務権限および意思決定ルールによる、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制をとっております。
 - ② 定時取締役会に加え、取締役全員が出席する幹部会を必要に応じ開催し、適宜迅速に重要な決定事項を行っております。また、選任された執行役員及び各部門長が取締役会が決定した重要事項や決定に基づく業務執行を効率的に行うための職務を分担しております。
5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、使用人が法令、定款及び当社の企業理念を遵守した行動をとるための行動規範「コンプライアンス行動基準」を定めております。
 - ② 当社の代表取締役及びグループ各社の社長は、グループ各社の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用に関し、権限と責任を有しております。
 - ③ 内部監査部門だけでなく、経理知見豊富な財務経理部員を規程違反及び潜在的なリスク調査を目的としたグループ会社の往査計画に織り込み、不適切な会計処理の再発防止策の適切な運営を図るとともに、監査役へ報告する体制を確立しております。
 - ④ 監査役が、監査役自らまたは監査役会を通じて、グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人との緊密な連携体制を構築しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助する組織を管理本部とし、必要に応じ管理本部内の適任者が、監査役の指揮命令の下、監査役の職務遂行の補助的業務を行うこととしております。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 前号の補助者の任命・解任・業績評価・人事異動については、監査役会の意見を尊重するものとしております。
- ② 監査役の指揮命令の下、その職務遂行の補助的業務を行う従業員は、その業務の遂行中は取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役その他業務執行を担当する取締役は、取締役会等において、随時その担当する業務の執行状況を監査役に対して報告することとしております。
- ② 取締役及び従業員は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、または、監査役が当社の業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応することとしております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、代表取締役その他業務執行を担当する取締役および会計監査人との連携を密接にするため、意見交換を適宜行い、監査が実効的に行われる体制をとっております。
- ② 取締役は、監査役の適切な職務執行のため、監査役と子会社の取締役・監査役との情報交換が適切に行われるよう協力することとしております。
- ③ 弁護士、公認会計士その他の外部専門家より監査業務に関する助言を受けることができる体制となっております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

「コンプライアンス行動基準」を設け、当社グループの役員および従業員に対して行動の指針及び基準を遵守するべく周知徹底しております。ケーススタディを中心に、役員及び全従業員を対象に年に一度の研修を実施しております。

② 取締役の業務執行

取締役の業務執行については、定時取締役会の開催に加え、全取締役が出席して必要に応じ開催される幹部会を通じ、経営に関する重要な事項の決定や業務執行の状況の確認をしております。また、執行役員を選任しており決定された重要事項に基づく業務を実行の上、幹部会等において報告しております。

③ 監査役監査体制

監査役による監査体制については、監査役会で決定した監査実施の方針、年間計画に基づき業務執行に関する監査を実施しております。また、取締役、会計監査人、内部監査室との意見交換を積極的に実施し、監査役監査の実効性の確保に努めてまいりました。

④ 内部監査体制

内部監査室により、年間監査計画に基づき、内部統制監査を中心に実施されております。当社グループ各社について実施されており、監査結果については監査役や取締役に報告されております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

しかしながら、不適切な者が支配を獲得する可能性がある場合は、速やかに支配されることを防止するための体制を整える予定でおります。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置づけており、将来の成長に向けた投資に必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ業績に応じた配当を実施することを基本方針としております。

具体的には、2021年度以降においては、連結配当性向33%程度を目安として配当を行うこととし、2022年度から2024年度においては、業績にかかわらず安定的な配当を実施する観点から、これとあわせて株主資本配当率（DOE）2%を配当の下限水準とすることを、基本方針としております。2025年度以降についても、当社の成長戦略等を踏まえ、同様の下限水準の設定を検討してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	36,220	流動負債	5,063
現金及び預金	16,281	支払手形及び買掛金	987
受取手形及び売掛金	2,552	短期借入金	543
商品及び製品	1,165	1年内返済予定の長期借入金	368
販売用不動産	14,378	未払費用	857
仕掛品	162	未払法人税等	1,409
原材料及び貯蔵品	1,021	賞与引当金	181
その他の	666	役員賞与引当金	32
貸倒引当金	△8	製品保証引当金	16
		その他の	665
固定資産	11,602	固定負債	9,795
有形固定資産	10,112	長期借入金	9,603
建物及び構築物	1,473	その他の	191
機械装置及び運搬具	129	負債合計	14,858
工具、器具及び備品	198	(純資産の部)	
土地	8,266	株主資本	43,263
建設仮勘定	44	資本金	18,000
無形固定資産	293	資本剰余金	27,969
投資その他の資産	1,196	利益剰余金	4,634
投資有価証券	689	自己株式	△7,339
その他の	520	その他の包括利益累計額	△11,060
貸倒引当金	△12	為替換算調整勘定	△11,060
		非支配株主持分	761
		純資産合計	32,963
資産合計	47,822	負債・純資産合計	47,822

連結損益計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		19,270
売上原価		14,282
売上総利益		4,987
販売費及び一般管理費		3,545
営業利益		1,442
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	1	
為替差益	84	
作業くず売却益	1	
その他	28	116
営業外費用		
支払利息	57	
持分法による投資損失	39	
寄付金	29	
その他	15	141
経常利益		1,418
特別利益		
固定資産売却益	3,823	
投資有価証券売却益	1	3,825
特別損失		
固定資産除売却損失	7	
減損損失	422	
その他	31	462
税金等調整前当期純利益		4,781
法人税、住民税及び事業税	916	
法人税等調整額	13	930
当期純利益		3,851
非支配株主に帰属する当期純利益		192
親会社株主に帰属する当期純利益		3,658

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日期首残高	18,000	27,969	975	△7,338	39,605
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,658		3,658
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,658	△0	3,657
2021年3月31日期末残高	18,000	27,969	4,634	△7,339	43,263

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持 分	純資産合計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
2020年4月1日期首残高	△11,581	△11,581	701	28,726
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		-	-	3,658
自 己 株 式 の 取 得		-	-	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	520	520	59	579
連結会計年度中の変動額合計	520	520	59	4,237
2021年3月31日期末残高	△11,060	△11,060	761	32,963

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 17社

主要な連結子会社の名称

ユニデンジャパン株式会社、UNIDEN AMERICA CORPORATION、UNIDEN AUSTRALIA PTY. LTD.、
UNIDEN VIETNAM LTD.、ユニデン不動産株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 UJ REALTY INC.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社1社(UJ REALTY INC.)は総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 1社

主要な会社等の名称 UJ REALTY INC.

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの ……移動平均法による原価法

② デリバティブ取引

時価法

③ たな卸資産

商品及び製品 ……主として移動平均法による低価法

販売用不動産 ……個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価
切下げの方法)

仕掛品 ……総平均法による低価法

原材料及び貯蔵品 ……主として総平均法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法、ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～50年
機械装置及び運搬具	2～17年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5～10年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

④ 製品保証引当金

販売済製品の保証期間中における無償補修のために、過去の補修実績率等により計算した当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② 重要なヘッジ会計の方法

該当事項はありません。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 科目名及び当連結会計年度計上額

勘定科目	当年度計上額
繰延税金資産	50百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、事業計画を基礎に見積もった将来の課税所得に基づき、回収可能額について繰延税金資産を計上しております。これらの見積りにおいて用いた事業計画と実績との間に重要な乖離が生じる場合などには、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の見積りに重要な影響を与える可能性がございます。

(2) 未払Chargebackの見積計上

① 科目名及び当連結会計年度計上額

勘定科目	当年度計上額
未払費用	383百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

米国及び豪州の販売子会社では、顧客との契約条件により、製品販売後、顧客からの請求(Chargeback)等で、販売代金の減額や支払が発生します。Chargebackの主な内容は、売上高に応じて決定されるリベートや販売協賛金などであり、当社グループでは、期末日において、これらの未払Chargebackを見積計上し連結貸借対照表の未払費用に計上し主に売上額を減額して

おります。未払Chargebackの見積りは、過去の傾向や売上時点における顧客との契約条件などの既知の要素に基づいて見積もっておりますが、見積額と実際支払額との間に差異が生じる場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性がございます。

(3) 固定資産の減損

① 科目名及び当連結会計年度計上額

勘定科目	当年度計上額
有形固定資産	10,112百万円
無形固定資産	293百万円
長期前払費用	210百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、固定資産の減損会計の適用にあたり、管理会計上の区分を基準に資産のグルーピングを行っております。ただし、賃貸不動産及び遊休資産については、個別物件を基本単位として取り扱っております。当連結会計年度末において減損を実施した固定資産を除き、期末に保有する固定資産に関連する割引前キャッシュ・フローは、帳簿価額を上回っているため、上記の当年度末保有の固定資産に減損の必要はございませんが、割引前キャッシュ・フローの前提となる事業計画が想定どおりに進捗しない場合など割引前キャッシュ・フローにマイナスの影響を与える事象が発生する場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において減損の判定に影響を与える可能性がございます。

5. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、経済や社会、企業活動に広範な影響を与える事象であり、このような状況下において、今後の新型コロナウイルス感染症の終息時期やその影響程度を合理的に予想することが困難ではありますが、このような状況が翌事業年度にわたって一定程度継続すると仮定し、繰延税金資産の回収の可能性、固定資産の減損等の会計上の見積りを実施しております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、当社グループの翌事業年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

販売用不動産	14,378	百万円
建物及び構築物	708	百万円
土地	7,127	百万円
計	22,213	百万円

担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	368	百万円
長期借入金	9,603	百万円
計	9,972	百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,359 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

たな卸資産評価損

420百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

6,313,964 株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 期末株式数(株)
普通株式	433,908	481	—	434,389

(注) 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

3. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	資本剰余金	1,234	210.0	2021年3月31日	2021年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務の流動性リスクに関しては、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	16,281	16,281	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,552	2,552	—
資産計	18,834	18,834	—
(3) 支払手形及び買掛金	987	987	—
(4) 短期借入金	543	543	—
(5) 未払費用	857	857	—
(6) 未払法人税等	1,409	1,409	—
(7) 長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	9,972	9,971	△0
負債計	13,771	13,770	△0

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 支払手形及び買掛金、(4) 短期借入金、(5) 未払費用並びに (6) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

この時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
子会社及び関連会社株式	623
非上場株式	65
合計	689

(賃貸等不動産に関する注記)

当社グループでは、賃貸用のオフィスビル及び駐車場を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は212百万円の利益を計上しております。また、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は149百万円の利益を計上しております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の、連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

賃貸等不動産		
連結貸借対照表計上額		
	期首残高	4,856
	期中増減額	△4,152
	期末残高	703
	期末時価	915
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
連結貸借対照表計上額		
	期首残高	7,876
	期中増減額	△40
	期末残高	7,835
	期末時価	5,400

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な減少は減価償却額です。

(注3) 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士が鑑定評価した金額を基にしております。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

(注4) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、事業の運営及び経営管理として、当社及び一部の子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸損益は、計上されておられません。なお、当該不動産の貸出部分に係る費用（減価償却費、租税公課等）については、賃貸損益に含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 5,477円06銭

2. 1株当たり当期純利益 622円27銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	金 額
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,658
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,658
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,879

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,472	流動負債	2,116
現金及び預金	11,826	買掛金	206
売掛金	290	短期借入金	543
前払費用	29	1年内返済予定の長期借入金	166
関係会社短期貸付金	166	未払金	142
未収入金	33	未払費用	43
その他	126	未払法人税等	615
		預り金	152
		賞与引当金	57
		役員賞与引当金	19
		その他	167
固定資産	27,515	固定負債	7,456
有形固定資産	9,099	長期借入金	4,666
建築物	804	関係会社支援損失引当金	2,664
構築物	3	預り敷金及び保証金	125
機械及び装置	0	負債合計	9,573
車両及び運搬具	17	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	7	株主資本	30,414
土地	8,266	資本金	18,000
無形固定資産	90	資本剰余金	28,025
ソフトウェア	90	資本準備金	220
投資その他の資産	18,324	その他資本剰余金	27,804
投資有価証券	65	資本金及び資本準備金減少差益	27,804
関係会社株式	8,049	利益剰余金	△8,271
関係会社長期貸付金	10,994	利益準備金	29
長期前払費用	0	その他利益剰余金	△8,300
繰延税金資産	71	繰越利益剰余金	△8,300
その他	136	自己株式	△7,339
貸倒引当金	△993	純資産合計	30,414
資産合計	39,987	負債・純資産合計	39,987

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		6,558
売 上 原 価		5,054
売 上 総 利 益		1,504
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,583
営 業 損 失		78
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	83	
受 取 配 当 金	67	
為 替 差 益	47	
関 係 社 支 援 損 失 引 当 金 戻 入 額	46	
そ の 他	21	267
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23	
寄 付 金	29	
そ の 他	6	60
経 常 利 益		128
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,584	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	9	3,595
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	3	
減 損 損 失	422	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	31	457
税 引 前 当 期 純 利 益		3,266
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	581	
法 人 税 等 調 整 額	8	589
当 期 純 利 益		2,677

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
			資本金及び 資本準備金 減少差益			繰越利益 剰余金	
2020年4月1日期首残高	18,000	220	27,804	28,025	29	△10,977	△10,948
当事業年度中の変動額							
当期純利益						2,677	2,677
自己株式の取得							
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	2,677	2,677
2021年3月31日期末残高	18,000	220	27,804	28,025	29	△8,300	△8,271

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
2020年4月1日期首残高	△7,338	27,738	27,738
当事業年度中の変動額			
当期純利益		2,677	2,677
自己株式の取得	△0	△0	△0
当事業年度中の変動額合計	△0	2,676	2,676
2021年3月31日期末残高	△7,339	30,414	30,414

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法
 - その他有価証券
 - 時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法
 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - 定率法、ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～50年
工具、器具及び備品	2～15年
 - (2) 無形固定資産
 - 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5～10年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
 - 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。
 - (4) 関係会社支援損失引当金
 - 関係会社の支援に伴う損失に備えるため、当該会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) ヘッジ会計の方法
 - 該当事項はありません。
 - (2) 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 会計上の見積りに関する注記

連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記(1)(3)」に記載した事項と、概ね同一のため、記載を省略しております。詳細は、連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記(1)(3)」をご参照下さい。

6. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、経済や社会、企業活動に広範な影響を与える事象であり、このような状況下において、今後の新型コロナウイルス感染症の終息時期やその影響程度を合理的に予想することが困難ではありますが、このような状況が翌事業年度にわたって一定程度継続すると仮定し、繰延税金資産の回収の可能性、固定資産の減損等の会計上の見積りを実施しております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、当社の翌事業年度の計算書類等に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

建物	705百万円
構築物	3百万円
土地	7,127百万円
計	7,835百万円

担保付債務

短期借入金	166百万円
長期借入金	4,666百万円
計	4,833百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,774百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	374百万円
短期金銭債務	718百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	6,158百万円
仕入高	3,337百万円
販売費及び一般管理費	81百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	149百万円
特別利益	△238百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	434,389株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	9,369百万円
繰越欠損金	3,452百万円
減損損失	1,180百万円
関係会社貸付金に対する貸倒引当金	677百万円
関係会社支援損失引当金	774百万円
関係会社出資金評価損	181百万円
投資有価証券評価損	44百万円
未払費用	10百万円
減価償却超過額	57百万円
未払事業税	35百万円
その他	54百万円
繰延税金資産小計	15,838百万円
評価性引当額	△15,766百万円
繰延税金資産の純額	71百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
2. 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。
3. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	主要な 事業内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
				役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	ユニデンジャパン株式会社	電話関連機器及び無線通信・応用機器の販売	直接所有100%	2名	当社主要販売先	商品の販売(注)1	765	関係会社前受金	152
子会社	UNIDEN AMERICA CORPORATION	電話関連機器及び無線通信・応用機器の販売	間接所有100%	2名	当社主要販売先	商品の販売(注)1	3,203	関係会社未払金	0
子会社	UNIDEN AUSTRALIA PTY. LTD.	電話関連機器及び無線通信・応用機器の販売	直接所有100%	1名	当社主要販売先	商品の販売(注)1	2,084	売掛金	171
子会社	香港友利電有限公司	原材料の購買	直接所有100%	-	貸付先	利息の受取(注)4	5	関係会社長期貸付金	480
子会社	UNIDEN VIETNAM LTD.	電話関連機器及び無線通信・応用機器の製造	直接所有100%	-	当社製品仕入先	製品の仕入(注)1	3,300	-	-
子会社	ユニデン不動産株式会社	不動産事業	直接所有33.3%	2名	貸付先・業務委託先	資金の貸付(注)4	1,745	短期貸付金	166
						資金の返済(注)4	2,536	関係会社長期貸付金	9,516
						利息の受取(注)4	77	未収収益	10
						手数料支払	238	-	-
子会社	株式会社 家庭教師合格センター	家庭教師、語学教師請負業務	直接所有100%	-	貸付先	-	-	関係会社長期貸付金(注)3	322
子会社	株式会社 e-Dragon Power	ゲーム機器、ソフトウェアの企画開発製造販売	直接所有100%	-	貸付先	-	-	関係会社長期貸付金(注)3	675
子会社(非連結)	UJ REALTY INC.	不動産の賃貸	直接所有40.0%	-	借入先	-	-	短期借入金	543

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当該会社との販売価格及び仕入価格は市場価格等を勘案して決定しております。
2. 上記取引には、消費税等は含まれておりません。
3. 上記関係会社への貸付金に対し、合計993百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当該事業年度において、貸倒引当金繰入額の計上はありません。

4. 資金の借入及び貸付にかかる利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、ユニデン不動産株式会社に対する貸付債権につきましては、債務者と協議し同社が保有する販売用不動産（信託受益権）に第2順位の質権設定を行い、債権保全を図っております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	5,172円89銭
2. 1株当たり当期純利益	455円35銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月22日

ユニデンホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 ㊞

業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニデンホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニデンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月22日

ユニデンホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 ⑩

業務執行社員
代表社員 公認会計士 山中 康之 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニデンホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までのユニデンホールディングス株式会社第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況についてオンライン形式による方法も活用しながら報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、前事業年度の定時株主総会及びその延会は、一昨年に発覚した海外子会社による不適切な会計処理（以下「本件不適切会計」といいます。）の調査及び再発防止策の策定等に時間を要したために、令和2年9月25日及び同年10月30日に開催されました。このため、新たな監査役が選任されることになった令和2年9月25日までの期間については同日退任された常勤監査役佐藤宗生氏より引継ぎを行う方法等により監査の状況を確認いたしました。

(2) 各監査役は監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン形式によるヒアリング等も活用しながら取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社についてはオンライン形式によるヒアリング等も活用しながら子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

ただし、令和2年11月1日以降、当社の重要な会議のひとつである「朝会」に常勤監査役が出席できていないことを付言します。当社では、全取締役、執行役員、各海外拠点の責任者、国内における営業・技術・製造・購買・経理・不動産部門の責任者等が参加を義務づけられている「朝会」が毎日開催され、当社のあらゆる経営課題が議論され、方針が策定されております。また、当社では、令和2年6月3日付け「第三者機関の調査報告書の公表に関するお知らせ」においてご報告いたしましたとおり、本件不適切会計が発覚して以降、本件不適切会計の再発防止等が重要な経営課題となっておりますが、「朝会」は、かかる再発防止等の責任者である武藤竜弘取締役CFO、各海外拠点の責任者等も出席することから、かかる再発防止等に関する議論がなされ、また情報が共有される重要な会議となっております。監査役会といたしましたのは、令和2年9月25日に常勤監査役に就任した岡咲嘉一氏が同年10月31日まで監査役の代表として「朝会」に出席し、特に海外子会社における不適切会計に関する監査等を進めておりましたが、同年10月31日付の全取締役宛の武藤竜弘取締役CFO名義のメールにて、岡咲常勤監査役の「朝会」への出席・発言は監査役の越権行為であるとして、同年11月1日以降のすべての「朝会」において岡咲常勤監査役の出席・傍聴を禁じる旨の通達がなされました。その後、岡咲常勤監査役は、監査業務に差し障りがあることから自らの出席を求めています。現在まで出席が拒絶されております。また、監査役会として、「朝会」において提起される問題点や本件不適切会計に関する再発防止等に関する議論について報告することを一貫して求めています。武藤取締役その他の取締役からの報告はありません。

以上のとおり、本年度の監査におきましては、岡咲常勤監査役が重要な会議のひとつである「朝会」には出席できず、また監査役会が「朝会」に関する業務報告を受けることなく監査をせざるを得なかったことを申し添えます。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。ただし、上記のとおり、本年度におきましては、監査役が重要な会議のひとつである「朝会」には出席できず、また「朝会」に関する業務報告を受けておりません。これにより、本年度の監査においては「朝会」において行われた内部統制システムの構築及び運用の状況に関する議論等につきましては、十分な業務報告を受けることなく監査をせざるを得なかったことを申し添えます。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、下記事項を除き、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

記

本件不適切会計の再発防止と内部統制及び内部監査の強化は、会社が対処すべき重要な課題であり、また、企業集団の現況に関する重要な事項と認められますが、事業報告にはその旨の記載がありません。前期事業報告書においては「不適切会計の今後の影響について」と題する記載が設けられ、再発防止策等についての検討が重要な課題であるとされながら、その後、再発防止策の内容、実施状況、今後の課題等が記載されないまま、今期事業報告書において一切の記載がないことについては、監査役会として疑義を呈さざるを得ないと考えております。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は下記事項を除き認められません。

記

監査役会は、本件不適切会計の再発防止と内部統制及び内部監査の強化を喫緊の課題とする当期の監査計画書を策定し、監査の方針、重点監査項目等を定め、各拠点の内部統制責任者、内部監査部門その他の使用人等から監査の報告を受ける他、取締役の執行状況を監視し、必要に応じて説明を求めることとしていました。然しながら、上記のとおり、令和2年11月1日以降、武藤竜弘取締役CF0から、「朝会」への監査役の出席が禁じられたことにより、取締役の執行を監視する監査役の職責を妨害されることになりました。かかる事実は、武藤取締役の「職務の執行に関する不正な行為」となりうるものと認識しております。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、下記事項を除き指摘すべき事項は認められません。

記

当社では本件不適切会計が発覚したことに伴い、上記調査報告書に示されている改善提案に従いCF0（最高財務責任者）を採用することとし、武藤竜弘取締役をCF0に任命いたしました。同氏の指揮の下、令和3年3月末までに海外営業拠点の内部統制システムを構築し、また、内部監査部門を強化することを重要な経営課題としております。

然しながら、可能な範囲で監査役会において定期的に報告を受け、必要に応じて資料を取り寄せ、また説明を求めた限りにおいて、かかる内部統制システムの構築及び内部監査部門の強化は、同日時点で未だ実現されていないものと認識しております。

以上のとおり、海外営業拠点の内部統制システムを構築し、また内部監査部門を強化するという点につきましては、現時点においてなお確実なものとなっているとは考えられず、引き続き監査役会として注視してまいります。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月27日

ユニデンホールディングス株式会社

監査役会

常勤監査役 岡 咲 嘉 一 ㊞

監 査 役 黒 田 克 司 ㊞

監 査 役 藤 本 節 雄 ㊞

監 査 役 南 惟 孝 ㊞

- (注) 監査役黒田克司、監査役南惟孝は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

○監査役会の監査報告書に対する取締役会の意見

監査役会の監査報告書における監査報告に対し、取締役会の意見を下記のとおりご説明いたします。

① 事業報告に対する指摘について

監査報告書2.(1)①の事業報告に対する指摘について、監査法人アリアの当社第56期事業年度の連結計算書類等及び計算書類等に対する監査意見は、いずれも無限定適正意見になっております。これは、連結計算書類等への監査意見が限定付適正意見であった前期以降、必要とされる本件不適切会計の再発防止策を順次実施してきた結果であると考えています。もっとも、今後も当該再発防止策の継続的な改善が必要であることは認識しており、今期も更に詳細な改善計画を立て、進めております。

② 当社取締役武藤竜弘氏の「職務の執行に関する不正な行為」の指摘について

監査報告書2.(1)②の当社取締役武藤竜弘氏の「職務の執行に関する不正な行為」の指摘について、武藤竜弘氏は、取締役会等の会社の経営にとって重要な意思決定を行う会議への監査役への参加を拒んだことはありません。上記「朝会」とは、日々の業務報告、改善のために毎営業日開催されているものであり、本件不適切会計の再発防止等に関する議論を含め、その場で経営に関する重要な事項が議論されるものではなく、取締役会等に逐一報告すべきような性質のものではございません。したがって、「朝会」において、「当社のあらゆる経営課題が議論され、方針が策定されております。」「かかる再発防止等に関する議論がなされ、また情報が共有される」という点は事実と反しております。

また、武藤竜弘氏は、就任前に創業者付き顧問であった常勤監査役が、監査役就任後も従前と同様に日々の業務報告、改善のために毎営業日開催されていた会議に参加し、業務執行に介入する言動を繰り返したため、常勤監査役に対して同会議への参加を慎んで頂くように申し入れたことはありますが、武藤竜弘氏に監査妨害の意図はなく、武藤竜弘氏の対応は、適切なガバナンス体制の構築に必要なものでした。そして、常勤監査役は、武藤竜弘氏による上記申入れを受け入れ、上記会議への参加を取りやめて以降、上記会議への出席を継続的に求めているという事実はございません。加えて、当社取締役は、監査役監査に必要な事項は、常勤監査役が作成した質問表に自ら回答し、又は、当社及び当社子会社の担当者や責任者から回答させること等を通して、報告しております。したがって、「その後、岡咲常勤監査役は、監査業務に差し障りがあることから自らの出席を求めています、現在まで出席が拒絶されております。また、監査役会として、「朝

会」において提起される問題点を報告することを一貫して求めておりますが、武藤取締役その他の取締役からの報告はありません。」という点は事実と反しております。

したがって、当社取締役会としては、上記理由から、武藤竜弘氏に関し、当社監査役会が本件監査報告において指摘する「職務の執行に関する不正な行為」は認められないと考えております。

なお、当社は、2021年4月7日に当社監査役会から、本件監査報告と同様の内容を武藤竜弘氏の忠実義務違反又は善管注意義務違反であるとの指摘を受けたことを踏まえ、外部の法律事務所に依頼し、武藤竜弘氏において、当社監査役会が指摘するような「職務の執行に関する不正な行為」が認められるかに関する検討を行っており、上記結論に至っております。

③ 内部統制システムの不備に関する指摘について

監査報告書2. (1)③の内部統制システムの不備に関する指摘については武藤取締役が主導して、昨年以降、一般的に内部統制において必要とされる業務フローを整備し、業務記述書並びにリスク・コントロール・マトリックスの作成も並行して実施しております。また、ユニデングループ全社に対して、「財務報告に係る内部統制に関する基本的な方針」を新たに定め、内部統制の強化も進めてきました。当社としては、着実に内部統制を構築及び強化する活動を行ってきており、それでもなお残る課題・問題については、改善スケジュール並びに改善策を検討し、改善に向けて取り組んでおります。従いまして、当社取締役会としまして、内部統制システムの構築及び強化に向けた対応を継続的に行っていることと認識しております。

以上のとおり、武藤竜弘氏を含め当社取締役会は適正な職務執行を行い、善管注意義務を果たしており、内部統制システムの構築及び強化に努めております。

今後、当社取締役会といたしましては、5月17日付で当社のHP (<http://www.uniden.co.jp/>)に掲載しました「新ユニデン宣言」のとおり、当社の内部統制・コンプライアンス体制の立て直し、強固なコーポレートガバナンス体制の再構築に取組み、今まで以上に適正な職務執行に努めてまいりますので、皆様におかれましてはご理解を賜り、一層のご支援を戴きたくお願い申し上げます。

以上

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ
ており、将来の成長に向けた投資に必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ業績に
応じた配当を実施することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、資本剰余金を配当原
資として、次のとおりとさせていただきます。存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき、金210円
なお、この場合の配当総額は、1,234,710,750円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンス強化のため、社外取締役に1名増員し、社外取締役2名を含む、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。このうち、大里真理子氏及び関昌弘氏は、社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する当社株式の数
1	にし かわ たけ ゆき 西川 健之 (1968年1月4日生)	1994年4月 当社入社 2000年4月 購買本部 購買部 課長 2008年3月 株式会社リコー 入社 2015年6月 当社入社 取締役 ユニデン不動産株式会社 取締役 2018年6月 当社常務取締役 2019年6月 代表取締役専務 ユニデン不動産株式会社 代表取締役社長 2020年9月 当社代表取締役社長（現任） 取締役候補者とした理由	100株
		西川健之氏は、ユニデン不動産株式会社ならびに当社の不動産事業の推進、事業の拡大に多大なる貢献を行ってまいりました。当社代表取締役社長に就任後は、エレクトロニクス事業でも不動産事業運営で培った豊富な経験と実績を生かし、経営全般の重要な事項について、適切な意思決定および職務執行の監督を果たしております。その経験および実績を今後も継続的に発揮し得ると考え、取締役候補者いたしました。	
2	む とう たつ ひろ 武藤 竜 弘 (1976年1月1日生)	2003年3月 株式会社イノアックコーポレーション 入社 2005年11月 株式会社ベリングポイント 入社 2008年6月 日本ガイシ株式会社 入社 2016年6月 HOYA株式会社 入社 2020年7月 当社入社 最高財務責任者（現任） 2020年9月 当社取締役（現任） 2020年11月 Uniden America Corporation CEO&CFO（現任） 取締役候補者とした理由	100株
		武藤竜弘氏は、経理・財務の専門領域に加え、SCMの業務コンサルタントとしての経験を活かし、製造業のGlobal CFOとして、各企業が抱える問題を解決してきた実績があります。入社以来、最高財務責任者また米国公認会計士として、内部統制・コーポレートガバナンスの強化に貢献し、国内のみならず、海外拠点、特にUniden America Corporationの管理強化、また、同社CEOとして発展を主導した実績を評価し、今後もその経験および実績を継続的に発揮しうると考え、取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する当社 株式の数
3	たか はし こう へい 高橋 浩平 (1975年10月19日生)	<p>1998年 4月 株式会社マルアイ 入社 2004年 1月 当社入社 2012年 4月 営業本部 部長 2015年 7月 ユニデンジャパン株式会社 専務取締役 2018年 6月 当社執行役員 2019年 6月 当社取締役 (現任) 2020年 6月 ユニデンジャパン株式会社 代表取締役社長 (現任)</p> <p>取締役候補者 とした理由</p>	100株
4	たか はし じゅん や 高橋 純也 (1975年 8月 6日生)	<p>2003年 3月 城南建設株式会社 入社 2011年10月 株式会社レーサム 入社 2013年12月 当社入社 2015年 6月 ユニデン不動産株式会社 取締役 2017年 6月 ユニデン不動産株式会社 常務取締役 2019年 6月 当社取締役 (現任)</p> <p>取締役候補者 とした理由</p>	100株
		高橋純也氏は、不動産事業における長年の経験を基に、ユニデン不動産株式会社ならびに当社の不動産事業の拡大・強化に貢献してきました。ユニデン不動産株式会社の取締役としての事業運営経験と実績を生かし、経営全般と重要事項について、適切な意思決定および職務執行の監督を果たしうると考え、取締役候補者といたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する当社 株式の数
5	おおさとまりこ 大里真理子 (1963年4月22日生)	<p>1986年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社</p> <p>1992年6月 Kellogg School of Management 卒業、MBA 取得 (Beta Gamma Sigma Award受賞)</p> <p>1992年10月 ユニデン株式会社 入社 (1997年2月退社)</p> <p>1997年7月 株式会社アイディーエス 取締役</p> <p>2005年7月 株式会社アークコミュニケーションズ 設立 代表取締役 (現任)</p> <p>2018年4月 早稲田大学スポーツ科学科非常勤講師 公益社団法人日本オリエンテーリング協会副会 長 (現任) 公益社団法人日本パブリックリレーションズ協 会理事 (現任)</p> <p>2020年9月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>社外取締役候 補者とした理 由及び期待さ れる役割の概 要</p>	一株
6	せきまさひろ 関昌弘 (1954年2月3日生)	<p>1976年4月 野村証券株式会社 入社</p> <p>2015年7月 株式会社ゆうちょ銀行 入社</p> <p>2019年4月 株式会社エグゼクティブパートナーズ 理事 (現任)</p> <p>社外取締役候 補者とした理 由及び期待さ れる役割の概 要</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大里真理子及び関昌弘氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。大里真理子氏及び関昌弘氏が当社の取締役として選任された場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
3. 当社は、大里真理子氏との間で、社外取締役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、関昌弘氏との間で、社外取締役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結する予定であり、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 大里真理子氏が社外取締役に就任してからの年数は、現任期満了時（本株主総会終結の時）をもって9カ月となります。
7. 武藤竜弘氏の取締役選任については、監査役から以下のとおり会社法第384条に基づく調査結果の報告を受けています。

「取締役の再任候補となっている武藤竜弘氏は、その在任中に監査役が当社の重要な会議に参加することを拒み、現在に至るもこの監査役監査の妨害行為が是正されていないことに鑑み、同人の取締役再任議案は株主総会に報告すべき著しく不当な事項と認めます。」

上記調査結果は監査役による調査報告書の該当箇所をそのまま掲載したのですが、当社取締役会としては、当該調査結果について、以下のとおり考えておりますので、ご留意下さい。

武藤竜弘氏は、取締役会等の会社の経営にとって重要な意思決定を行う会議への監査役への参加を拒んだことはありません。また、武藤竜弘氏は、監査役が日々の業務報告、改善のために毎営業日開催されていた会議に参加し、業務執行に介入する言動を繰り返したため、監査役に対して同会議への参加を慎んで頂くように申し入れたことはありますが、武藤竜弘氏に監査妨害の意図はなく、武藤竜弘氏の対応は、適切なガバナンス体制の構築に必要なものでした。よって、取締役会としては、武藤竜弘氏の取締役選任は適切であると考えております。

ご参考：取締役会のスキルマトリックス

第2号議案が承認された場合の取締役会の構成及び各役員が有する主なスキル・経験・知識等は以下の通りです。

取締役候補者氏名	企業経営	内部統制	マーケティング	不動産	資本市場	グローバル
西川 健之	●			●		
武藤 竜弘	●	●			●	●
高橋 浩平	●		●			
高橋 純也	●			●		
大里 真理子	●					●
関 昌弘			●		●	

※各取締役候補者に期待される項目を示した表で、各人の全ての知見や能力を示した表ではありません。

<株主提案（第3号議案から第4号議案まで）>

第3号議案から第4号議案までは、株主からのご提案によるものであります。

なお、提案株主（1名）の議決権の数は、1,573個であります。

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。

(下線は変更部分を示す。)

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;">第7章 株主資本コストの開示</p> <p style="text-align: center;">(株主資本コストの開示)</p> <p><u>第41条</u> 当社は、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当該報告書提出日から遡り1箇月以内において当社が把握する株主資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。</p>

(2) 提案の理由

当社（UHD）の2020年5月15日付け「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の連結子会社である Uniden America Corporation (UAC) 及び Uniden Australia Proprietary Limited (UAUS) における不適切な会計処理等（以下「本件行為」という。）の事実が発覚し、これにより、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び決算短信等の訂正等が行われるに至った。

そして、当社の同年6月3日付け「第三者機関の調査報告書の公表に関するお知らせ」に記載のとおり、同年4月30日付け「調査結果と改善提案」（以下「本件調査報告書」という。）によれば、「少なくとも2017年以降、UAC、およびUAUSで財務会計上の不正行為を検出」したとのことであり（6頁）、その原因については、「UHDの適切な管理とUACとUAUSの運用の監視の欠如が原因で、UACとUAUSに不適切な管理環境が生まれ、不正行為を実行することになりました。」（6頁）、「UHD、UAC、並びにUAUSには基本的なガバナンス、監視、財務管理、倫理およびコンプラ

イアンス機能が欠如しています。」(6頁)とされ、その対策としては、「UHDによるUACとUAUSの不適切な管理と監視には、(グループ)組織全体に及ぶ直接的で重要な是正措置が必要です。」(7頁)と指摘されている。

このように、当社のガバナンス体制の問題が顕在化している中で、当社には、上場企業に必要な株主資本利益率(ROE: Return on Equity)といった資本効率を意識した業績評価指標(KPI: Key Performance Indicators)が導入されておらず、こうした指標に基づく中期経営計画も策定されていない。ガバナンス体制が不十分な状況において、事業リスクや資本コストに見合ったKPI目標がないままでは、再び当社財産が不適切に流出又は毀損してしまう可能性も否定できない。

本件調査報告書によれば、本件行為は、「UHDの適切な管理とUACとUAUSの運用の監視の欠如」や、「UHD、UAC、並びにUAUSには基本的なガバナンス、監視、財務管理、倫理およびコンプライアンス機能が欠如」に起因するとのことである。この「財務管理」で重要なKPIが、事業リスクに見合ったハードル・レートともいえる、資本コストである。

当社の株価は、解散価値であるPBR(株価純資産倍率)を下回っているが、これは、ROE(株主資本利益率)が投資家の求める水準、換言するならば、株主から見た資本コスト(株主資本コスト)に達していないことを意味する。

この点、東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」では、「原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表」において、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。」と定められている。

そこで、当社においても、「収益力・資本効率等に関する目標」として、株主資本コストを「提示」し、「その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべき」である。これにより、当社と株主の間での対話が活性化され、当社株式の市場における低い評価の改善を目指すことができるだけでなく、本件行為のような「財務会計上の不正行為」の再発防止に有効であると考えられる。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社グループは、「人と人をつなぐコミュニケーション進化の担い手として、世界の顧客の満足を得るために全社一丸となり、より高い品質、信頼性を実現する」ことを経営理念として掲げ、株主の皆様、お客様、人財（社員）を核として、企業価値の向上を目指し、その社会還元も含め皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

こうした考えの下、当社は、2021年5月17日付で「新ユニデン宣言」を公表し、2021年12月をめどに新たな成長戦略及び資本政策を策定すべく検討を進めております。それらの策定にあたっては、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様の声も踏まえ、株主資本コストを意識しながら、利益水準の底上げを目指していく所存です。

本株主提案の理由の中で挙げられているコーポレートガバナンス・コードの原則5-2は、コーポレート・ガバナンス報告書における株主資本コストの開示を求めているものではありません。当社は、同原則の趣旨を踏まえれば、必ずしも一義的に把握することが困難である株主資本コストの数値自体を開示することが重要なのではなく、株主資本コストを踏まえた成長戦略及び資本政策を策定し、その実現に向けた経営資源の配分等について、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様にしかりと説明を行っていくことが重要であると認識しており、上記のとおり具体的な検討を進めております。

また、定款は会社の組織等に関する基本的な事項を定めるものであるところ、本株主提案が規定することを求める内容は、定款への記載になじまないものであると考えております。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

第4号議案 監査役2名解任の件

(1) 議案の要領

監査役黒田克司氏及び藤本節雄氏を解任する。

(2) 提案の理由

前述のとおり、本件調査報告書によれば、本件行為は、「少なくとも2017年以降」に行われていた。そして、「UAC、およびUAUSで財務会計上の不正行為を検出した「2017年以降」で「有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び決算短信等の訂正等」の対象となった期間中に、当社の監査役として、「監視」の機能を担っていたのは黒田克司氏及び藤本節雄氏である。

そこで、「(グループ)組織全体に及ぶ直接的で重要な是正措置」として、両氏の解任を求める。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

本株主提案に係る提案の理由に記載されている「本件行為」(2017年以降のUAC及びUAUSにおける不適切な会計処理等)は、黒田克司氏、藤本節雄氏の在任期間中に行われたものであるものの、当社としては、当社監査役の黒田克司氏、藤本節雄氏が、当該期間に法令および定款に違反していた事実について、認識しておりません。

また、もし本株主提案が可決された場合には、当社の監査役は2名となり、法令の定める最低人数である3名に欠けることとなりますが、このような状態になることは、適切な監査体制の確保の観点から望ましくないと考えております。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

○株主提案に対する監査役の意見

監査役は下記のとおり反対の意見を表明いたします。

記

本株主提案は、黒田克司監査役及び藤本節雄監査役の解任を求めるものです。その理由は、UAC及びUAUSの2つの海外子会社（以下「本件海外子会社」といいます。）における財務会計上の不正行為（以下「本件不正行為」といいます。）が遅くとも平成29年以降に行われていたことから、形式的に、当該期間中の監査役であった2人について解任を求めるというものです。

しかし、本件不正行為は不適切な財務会計処理であるところ、本件各海外子会社は、財務会計処理に関し、現地の独立の監査人から会計監査を受けており、かかる会計監査において不適切・違法の指摘はありませんでした。また、当社の会計監査人（当時）は、独立の立場に基づき、本件各海外子会社における財務会計処理に関し監査を実施していましたが、かかる監査においても不適切・違法の指摘はなく、監査役監査の過程において不正会計の発覚に繋がりうる報告はありませんでした。さらに、監査役会は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証する観点から、会計監査人の連結監査についても「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」につき「監査の品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備されている旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

黒田監査役及び藤本監査役を含む当時の監査役会は、本件会計監査報告書等の書類を法令に即して適正に監査した結果、会計監査人の監査の方法及び結果は相当と認められたため、監査報告書にその旨を記載、開示したものであります。

当社では現在、本件不正行為の再発防止等を目的とし、本件各海外子会社を含む海外営業拠点の内部統制を構築し、また内部監査部門を強化することを重要な経営課題としておりますが、監査役会といたしましては、経営陣によるかかる経営課題の実現に向けた職務執行につき、適正な監督を実施するためには、専門的知見を有し、監査の経験が豊富である上、本件不正行為当時の状況を知悉している黒田監査役及び藤本監査役が必要不可欠であると認識しております。

以上により、黒田監査役及び藤本監査役を解任することに合理的な理由はないと考えられますので、全監査役一致して反対意見を表明いたします。

以上

